

総社市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第26号

総社市営住宅条例の一部を改正する条例

総社市営住宅条例（平成17年総社市条例第205号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。			(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
市成住宅	略	6	市成住宅	略	6
	総社市中央二丁目12番3号			総社市中央二丁目12番3号	
			井手住宅	総社市井手989番地2	13
			天原住宅	総社市井手935番地1	14
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。